

【消費税】

3. インボイス制度(令和5年10月1日適用開始)

iii. 簡易課税のメリット・デメリット

- インボイスが取得できない場合(相手方が免税)でもみなし仕入れ控除可能
- やむなく課税選択する事業者においては納税額の計算が簡便(事務負担軽減)
- 基準期間の課税売上高、前課税期間中の高額特定資産等の取得による制限
- 売上げの区分に注意
(不動産の売買は棚卸資産(1・2種)か? 製造販売(3種)か? 固定資産(4種)か?)
- 簡易選択期間中は還付が取れない(必ず納付になる)点に注意

iii. JV等組合形式で行う事業・資産の譲渡等の取扱い

- 国税庁Q&A第41問(新消法57の6①、新消令70の14①②)

組合形式で行う共同事業は組合員に適格請求書発行事業者以外の事業者が含まれる場合、インボイスの発行は不可

- 国税庁Q&A第42問(インボイス通達3-5)

「共有資産の譲渡」については対価を按分してインボイスを発行することが可能

iv. 媒介者交付特例

- 国税庁Q&A第39問40問(新消令70の12①③④)(インボイス通達3-7)

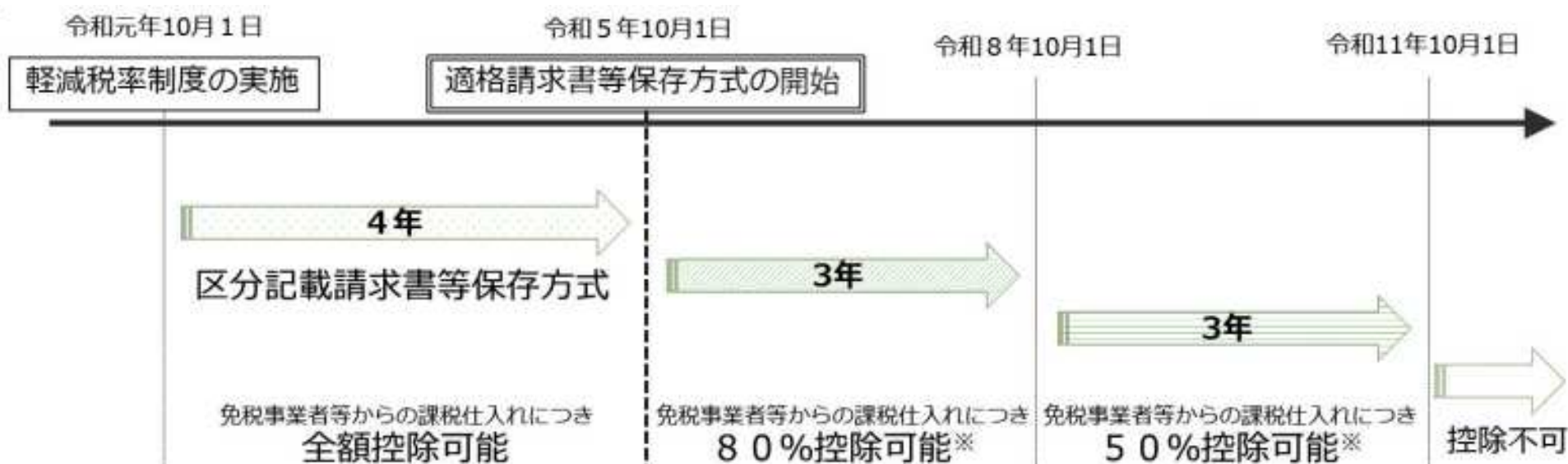
委託販売等による媒介取引の場合、受託者と委託者がいずれも適格請求書発行事業者である場合、所要の手続きを行うことで受託者によるインボイスの発行できる。委託者が複数の場合には、全員が適格請求書発行事業者である場合に限り、受託者による単一インボイスの発行が可能。

【消費税】

2. インボイス制度（令和5年10月1日適用開始）

iii. 免税事業者の経過措置

インボイス制度開始後は、消費者や免税事業者から行った課税仕入れは原則として仕入れ税額控除の適用対象とならない。ただし、制度開始後6年間は一定割合を限度として仕入れ税額控除ができる経過措置がある。



出典：国税庁パンフレット

※ 経過措置の適用を受ける場合、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除特例か50%控除特例か)を記載した帳簿の保存が必要となる

【消費税】

1. インボイス制度(令和5年10月1日適用開始)

i. インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは(おさらい)

買手;仕入税額控除のため、**交付を受けたインボイス**(適格請求書)を保存する必要がある。

消費税の納付税額 = 売上げに係る消費税額 - 仕入れにかかる消費税額(仕入税額控除)



売手; **インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があります、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となる。**

ii. 登録に関する経過措置

令和5年10月1日を含む課税期間において適格請求書発行事業者の登録を行った場合、登録日以降課税事業者となる(令和5年10月1日前に登録している場合には、令和5年10月1日から課税事業者となる。(なお、この場合には消費税課税事業者選択届出書の提出は不要。))。

(H28年改正法附則第44条第4項、インボイス通達5-1)。